

浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則（平成12年規則第38号）の一部改正

改 正 後	改 正 前
<p>○浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則 (助成の範囲)</p> <p>第4条 助成の対象となる住宅の改修は、浴室、便所、台所、居室及び玄関等の改修であって、市長が別に定める種類とする。</p> <p>(助成の制限)</p> <p>第5条 法第45条第1項の規定による居宅介護住宅改修費の支給又は法第57条第1項の規定による介護予防住宅改修費の支給を受けられる場合に当該支給を完了していないときは、この規則の規定による助成はしない。</p> <p>2 浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（令和4年規則第 号。以下「障がい者日具給付等規則」という。）の規定による給付等を受けられる場合に当該給付等を完了していないときは、この規則の規定による助成はしない。</p> <p>(助成の額等)</p> <p>第6条 助成の基準額（以下「基準額」という。）は、改修費に相当する額から、居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費又は障がい者日具給付等規則の規定により日常生活用具の給付等に要した費用を減じて得た額のうち、30万円までの部分とする。</p> <p>2 助成の額は、<u>基準額</u>の100分の90に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、改修費の助成を受けようとする者について、所得の額が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第49条の2第1項に規定する政令で定める額以上である場合 <u>基準額</u>の100分の80に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）</p> <p>(2) 法第49条の2第2項に規定する政令で定める額以上である場合 <u>基準額</u>の100分の70に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）</p>	<p>○浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則 (助成の範囲)</p> <p>第4条 助成の対象となる住宅の改修は、浴室、便所、台所、居室及び玄関等の改修とする。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第5条 補助対象経費は、改修費に相当する額から、法第45条第1項の規定により支給される居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項の規定により支給される介護予防住宅改修費（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）を減じて得た額のうち、30万円までの部分とする。</p> <p>(助成の額等)</p> <p>第6条</p> <p>助成の額は、<u>補助対象経費</u>の100分の90に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、改修費の助成を受けようとする者について、所得の額が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第49条の2第1項に規定する政令で定める額以上である場合 <u>補助対象経費</u>の100分の80に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）</p> <p>(2) 法第49条の2第2項に規定する政令で定める額以上である場合 <u>補助対象経費</u>の100分の70に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）</p>

改正後	改正前
<p>3 前項ただし書の所得の額については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2（第3項及び第6項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「同項各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）」とあるのは「<u>浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則</u>（平成12年浦安市規則第38号。以下「浦安市規則」という。）第3条に規定する改修費（以下「改修費」という。）の支払」と、「介護給付対象サービス」とあるのは「改修費の支払」と、同条第4項中「前項」とあるのは「浦安市規則第6条第2項ただし書」と、「介護給付対象サービスを受けた」とあり、及び「介護給付対象サービスのあった」とあるのは「改修費の支払のあった」と、同条第5項中「介護給付対象サービスのあった」とあるのは「改修費の支払のあった」と、同条第7項中「前項」とあるのは「浦安市規則第6条第2項第2号」と、「介護給付対象サービスを受けた」とあり、及び「介護給付対象サービスのあった」とあるのは、「改修費の支払のあった」と読み替えるものとする。</p> <p>（助成の申請）</p> <p>第7条 改修費の助成を受けようとする者は、浦安市要介護者等住宅改修費用助成申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。<u>ただし、要介護認定若しくは要支援認定に関する情報又は介護保険の負担割合に関する情報について市が保有する情報により確認することに同意した者については、第1号又は第2号の書類の添付は要しない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 要介護認定又は要支援認定に係る結果通知書の写し (2) <u>介護保険負担割合証</u> (3) 工事計画書（別記第2号様式） (4) 工事図面 (5) 工事見積書 (6) 家屋所有者の改修工事承諾書（別記第3号様式） 	<p>2 前項ただし書の所得の額については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2（第3項及び第6項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「同項各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）」とあるのは「<u>浦安市高齢者住宅改修費用の助成に関する規則</u>（平成12年浦安市規則第38号。以下「浦安市規則」という。）第3条に規定する改修費（以下「改修費」という。）の支払」と、「介護給付対象サービス」とあるのは「改修費の支払」と、同条第4項中「前項」とあるのは「浦安市規則第6条第1項ただし書」と、「介護給付対象サービスを受けた」とあり、及び「介護給付対象サービスのあった」とあるのは「改修費の支払のあった」と、同条第5項中「介護給付対象サービスのあった」とあるのは「改修費の支払のあった」と、同条第7項中「前項」とあるのは「浦安市規則第6条第1項第2号」と、「介護給付対象サービスを受けた」とあり、及び「介護給付対象サービスのあった」とあるのは、「改修費の支払のあった」と読み替えるものとする。</p> <p>3 <u>改修費の助成は、補助対象経費の範囲内において受けることができる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>（助成の申請）</p> <p>第7条 改修費の助成を受けようとする者は、浦安市要介護者等住宅改修費用助成申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 要介護認定又は要支援認定に係る結果通知書の写し (2) 工事計画書（別記第2号様式） (3) 工事図面 (4) 工事見積書 (5) 家屋所有者の改修工事承諾書（別記第3号様式）

改正後

改正前

別記

第1号様式(第7条)

浦安市要介護者等住宅改修費用助成申請書

年 月 日

浦安市長 様

要介護者等住宅改修費用の助成を受けたいので、浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則第7条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住所		電話番号	
	氏名		生年月日	年 月 日
住宅所有の状況	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家			
改修場所	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> その他 ()			
改修費用				円

注 次の書類を添付してください。

- 1 要介護認定又は要支援認定に係る結果通知書の写し
- 2 介護保険負担割合証
- 3 工事計画書(別記第2号様式)
- 4 工事図面
- 5 工事見積書
- 6 家屋所有者の改修工事承諾書(別記第3号様式)

別記

第1号様式(第7条)

浦安市高齢者住宅改修費用助成申請書

年 月 日

浦安市長 様

高齢者住宅改修費用の助成を受けたいので、浦安市高齢者住宅改修費用の助成に関する規則第7条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住所	浦安市	電話番号	()
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日		
住宅所有の状況	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家			
改修場所	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> その他()			
改修費用				円

注 次の書類を添付してください。

- 1 要介護認定又は要支援認定に係る結果通知書の写し
- 2 工事計画書(第2号様式)
- 3 工事図面
- 4 工事見積書
- 5 家屋所有者の改修工事承諾書(第3号様式)

改 正 後

改 正 前

同意署名欄

要介護者等住宅改修費用の助成の申請に当たり、以下の事項に同意するので署名します。

- 1 要介護認定又は要支援認定に関する情報について、市が保有する情報により確認すること。
- 2 介護保険負担割合に関する情報について、市が保有する情報により確認すること。
- 3 介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給額について、市が保有する情報により確認すること。

年 月 日

申請者氏名

改 正 後

第2号様式 (第7条第3号)

工 事 計 画 書

省 略

改修する住宅
の所在地

省 略

第3号様式 (第7条第6号)

家屋所有者の改修工事承諾書

省 略

私が所有する家屋の改修工事については、次のとおり承諾します。

所 在 地

省 略

改 正 前

第2号様式 (第7条第2号)

工 事 計 画 書

同 左

改修する住宅
の所在地

浦安市

同 左

第3号様式 (第7条第5号)

家屋所有者の改修工事承諾書

同 左

私が所有する家屋の改修工事については、次のとおり承諾します。

所 在 地

浦安市

同 左

第4号様式（第8条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市要介護者等住宅改修費用助成可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました要介護者等住宅改修費用の助成について、次のとおり決定しましたので、浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則第8条第2項の規定により通知します。

1 助成を行う

助成対象者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
改 修 場 所	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> その他 ()	
基 準 額	円	
助成決定額	基準額に第6条第2項に定める割合を乗じて得た額 （1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）	

備考

- 1 工事完了届は、この通知日の翌日から起算して1年を経過する日までに行ってください。
- 2 申請事項に変更が生じたときは、浦安市要介護者等住宅改修工事変更届（別記第5号様式）により届け出てください。

2 助成を行わない

理 由	
-----	--

第4号様式（第8条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市要介護者等住宅改修費用助成可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました要介護者等住宅改修費用の助成について、次のとおり決定しましたので、浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則第8条第2項の規定により通知します。

1 助成を行う

助成対象者	住 所	浦安市		
	氏 名			
	性 別	男・女	生 年 月 日	年 月 日
改 修 場 所	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> その他()			
補 助 対 象 経 費	円			
助 成 決 定 額				

備考 工事完了後、速やかに工事完了届を提出してください。

2 助成を行わない

理 由	
-----	--

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

改 正 後	改 正 前
<p>教示</p> <p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>第5号様式（第9条第1項）</p> <p style="text-align: center;">浦安市要介護者等住宅改修工事変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>浦安市長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(助成決定者)電話番号</p> <p style="text-align: right;">省 略</p>	<p>第5号様式（第9条第1項）</p> <p style="text-align: center;">浦安市要介護者等住宅改修工事変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>浦安市長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 <u>浦安市</u></p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(助成決定者)電話番号</p> <p style="text-align: right;">同 左</p>

改正後

改正前

第6号様式（第10条第1項）

浦安市要介護者等住宅改修工事完了届

年 月 日

浦安市長 様

住所
届出者氏名

(助成決定者)電話番号 ()

次のとおり要介護者等住宅改修工事が完了したので、浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則第10条第1項の規定により届け出ます。

改修した住宅の所在地		工事完了年月日	年 月 日
省略			

省略

第6号様式（第10条第1項）

浦安市要介護者等住宅改修工事完了届

年 月 日

浦安市長 様

住所 浦安市
届出者氏名

(助成決定者)電話番号 ()

次のとおり要介護者等住宅改修工事が完了したので、浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則第10条第1項の規定により届け出ます。

改修した住宅の所在地	<u>浦安市</u>	工事完了年月日	年 月 日
同左			

同左

改正後

改正前

第7号様式（第13条）

第7号様式（第13条）

浦安市要介護者等住宅改修費用助成金交付請求書

浦安市要介護者等住宅改修費用助成金交付請求書

省略

同左

基準額	円	
交付請求額	円	
振込先	金融機関名	
	口座番号	
	口座名義	

補助対象経費	円	
交付請求額	円	
希望する支払方法	<input type="checkbox"/> 窓口払い <input type="checkbox"/> 口座振替	
	金融機関名	
	口座番号	
	口座名義	

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>施行日前に浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（令和4年規則第 号）附則第2項の規定による廃止前の浦安市重度身体障がい者住宅改造費用の助成に関する規則第5条の規定により改造費の助成がなされた場合の第6条第1項に規定する基準額については、同項の規定により算定した額から当該助成した額を減じるものとする。</u></p>	